

## ◆ 住所の異動はお忘れ無く ◆

### 国保税の滞納者に対する 被保険者証等について

(町民税務課)

国保税を滞納している被保険者に対し、通常の被保険者証に代えて「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」の交付が義務付けられています。

短期被保険者証への切り替えは、3月の時点で保険税を滞納している世帯へ「短期被保険者証への切替予告通知」を発送し、指定期日までに納付、相談等が無い場合、4月1日に行います。 ※短期被保険者証とは

通常の被保険者証より有効期間が短く、町との誓約等に基づいた定期的な更新(納税)が必要となります。

※被保険者資格証明書とは  
国民健康保険に加入している事のみを証明するもので、保険診療を受けることができません。

医療機関で受診をした際、かった医療費の10割を負担いただきます。後日、領収証を役場窓口持参し、療養費支給申請をしてください。7割分の償還払いが受けられます。

### ○町からのお願い

国民健康保険は、加入者全員の相互扶助で成り立っている医療保険制度です。その財源となる国保税の収納確保は、制度を

維持していくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことです。何卒、制度をご理解いただき、期限内納付にご協力ください。

### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)

### 自動車の登録手続きは確実に

(町民税務課)

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証登録上の所有者(使用者)の方に課税されます。現在使用していない車や、他人に譲渡した車は、速やかに抹消、名義変更等の手続きを行ってください。特に、個人間で譲渡する場合は、譲渡した相手に印鑑証明書等を渡しても名義変更が行われないことがあるので、名義変更の確認も必ず行ってください。

また、住所や車の定置場が変わった場合も、速やかに変更登録手続きを行ってください。これらの手続きをしないと、既に使用していない車の納税通知書が届いたり、使用している車の納税通知書が届かないことがあります。

なお、3月下旬は運輸支局の窓口が混雑しますので、手続きはお早めにお願いたします。

### ○お問い合わせ

(自動車税に関する事)

茨城県境県税事務所

☎(87)1120

(自動車の登録、抹消等に関する事)

茨城運輸支局

土浦自動車検査登録事務所

☎050-5540-2018

### 「子ども予防接種週間」

(健康福祉課)

3月1日～7日は、「子ども予防接種週間」です。母子健康手帳を見て、接種もれがないか確認してください。

①麻しん風しん混合ワクチン  
第2期(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ)で、まだ接種していない方は、平成27年3月31日までに接種してください。第1期(1才児)になられた方は、早めに接種しましょう。

### ②日本脳炎

小学2・3年生で、第1期初回追加接種が未接種の方、今年度18歳(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ)で第2期接種が未接種の方、また3歳になられた方は、早めに接種しましょう。

### ③三種混合ワクチン

今年度の助成対象者は小学6年生です。まだ、接種が済ん

でない方は早めに接種しましょう。

※予診票が見当たらない方は、再発行します。母子健康手帳をお持ちのうえ、保健センターへお越しください。

※詳しくは保健センターまでお問い合わせ下さい。

### ○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

### 難病の医療費助成制度について

(健康福祉課)

平成27年1月より、難病の患者に対する新たな助成制度が施行されたことに伴い、町の助成制度が変わりました。対象となる疾患は56疾患から、110疾患となり、平成27年夏頃には、約300疾患に拡大される予定です。

### ○対象

茨城県より一般特定疾患医療受給者証の交付を受けた方

### ○助成金額

認定された疾患の治療費として支払をした自己負担額から月3,000円まで

### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006 (直通)